

令和4年4月定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和4年4月25日 午後1時30分開会 午後3時03分閉会	
開 催 場 所	志木市役所第1庁舎 教育委員会議室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、八代豊職務代理者 岩澤千恵子委員、上野幸子委員、飯田昌利委員
	欠 席	なし
説明のため出席した者の氏名・職名	今野教育政策部長、成田教育総務課長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、土崎生涯学習課長、木村教育サポートセンター所長、藤井学校教育課指導主事、川瀬学校教育課指導主事	
会 議 書 記	浦野教育総務課主任	
傍 聴 人	0人	
会 議 内 容	<p>議 題</p> <p>第14号議案 市指定文化財の指定について 第15号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則） (2) 専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則） (3) 専決処分について（令和4年度学校運営協議会委員の任命） (4) 志木市複数・少人数指導体制推進事業～スマート・クラス～検証結果について (5) 学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針の策定について</p> <p>その他</p>	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○**柚木教育長**

令和4年4月定例教育委員会会議の開会を宣す。

議事録署名委員に飯田委員を指名した。

会議書記に浦野主任を指名した。

3月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎**教育委員会報告**

○**今野教育政策部長**

令和4年3月定例教育委員会以降の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 3月16日 定例教頭会議
- ・ 3月18日 志木市議会定例会閉会日
- ・ 3月22日 市職員人事異動内示
臨時庁議
- ・ 3月23日 トラック協会朝霞支部防犯ブザー贈呈式
志木中学校吹奏楽部（全日本アンサンブルコンテスト・中学校の部「銀賞」）表敬訪問
- ・ 3月24日 教職員管理職当初人事異動内示
- ・ 3月28日 和光市教育委員会教育長退任挨拶
当初教職員人事異動に係る教育長面談
- ・ 3月30日 志木第二中学校吹奏楽部定期演奏会
- ・ 3月31日 退職校長辞令交付式
市職員退職辞令交付式
- ・ 4月 1日 市職員辞令交付式
教職員辞令交付式
定例庁議
- ・ 4月 3日 志木市野球連盟総合開会式
- ・ 4月 4日 朝霞地区四市合同教育長等顔合わせ会
- ・ 4月 5日 南部教育事務所当初教育委員会訪問
- ・ 4月 7日 栄養士研究協議会
- ・ 4月10日 志木市民剣道大会開会式
- ・ 4月12日 定例校長会議
- ・ 4月13日 八ヶ岳自然の家開所挨拶まわり
- ・ 4月15日 埼玉県都市教育長協議会総会
- ・ 4月18日 埼玉県南部教育長会総会
埼玉県南部教育長会議・教育長協議会
- ・ 4月19日 定例庁議
埼玉縣市町村教育委員会教育長研究協議会

養護教諭部会

- ・ 4月20日 志木市立小・中学校校長会総会
朝霞地区教育委員会連合会理事会
- ・ 4月22日 志木市美術協会展

教育長発議

○柚木教育長

第15号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について、及び報告事項(3)専決処分について(令和4年度学校運営協議会委員の任命)は、人事案件であるため、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて採決した結果、第15号議案、及び報告事項(3)については、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

第15号議案、及び報告事項(3)については、非公開案件であるため会議の最後に審議することとしてよいか。

○全委員

了承する。

◎第14号議案 市指定文化財の指定について

○柚木教育長

第14号議案 市指定文化財の指定について、説明を求める。

○土崎生涯学習課長

「富士講用具及びその関係資料234点」について、志木市文化財保護条例第11条第1の規定により、ご審議いただくものである。富士講とは、江戸時代に関東や東海地方で広まった富士信仰の講社であり、かつては多くの講社が富士山に登拝していた。今回の文化財は、そのような富士講の人々が富士山登拝や日々の信仰に用いた用具と、関連文書等である。「志木の田子山富士塚」や「羽根倉富士嶽」を築造した富士講の活動や吉田胎内関係など、大変多くの資料があり、また時代的にも、江戸時代の終わりから昭和までの資料があり、志木市における富士講を理解するうえで大変価値のある民俗資料である。なお、今回の指定にあたっては、3月に開催された志木市文化財保護審議会において同意を得たところである。

○八代委員

保管は、引き続き郷土資料館となるのか。

○土崎生涯学習課長

おっしゃるとおりで、郷土資料館での保管となる。

○岩澤委員

保管状態が良いと思うが、保管場所として郷土資料館で大丈夫か。

○土崎生涯学習課長

郷土資料館は建物自体が老朽化しており、市の公共施設マネジメントにおいても検討されているところである。今後、公共施設マネジメントに沿って建物を検討し、文化財についても良い状態で保管できるよう検討していきたいと考えている。

○柚木教育長

他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第14号議案 市指定文化財の指定については、原案のとおりでよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第14号議案 市指定文化財の指定については、原案のとおり可決された。

◎報告事項（1）専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則）

○成田教育総務課長

3月定例教育委員会後、4月1日までに規則を改正する必要があったが、会議を開くいとまがなかったため、専決処分とさせていただいたものである。改正点は、有償ボランティアである「スクールソーシャルワーカー」を「学校福祉相談員」として会計年度任用職員に位置づけたもの、学校教育課に参与を配置したので、新たに職名を追加したもの、小中一貫教育の議論を深めるため、学識経験者である「小中一貫教育学びプロジェクトリーダー」を学校教育課に配置したので、新たに職名を追加したものである。また、資料の表については、事務補助員の報酬の見直しに伴い、調査補助員の報酬に差がなくなることを考慮し、埋葬文化財調査補助員と埋蔵文化財調査員の報酬を見直したものである。

◎報告事項（2）専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、

休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則)

○成田教育総務課長

3月定例教育委員会後、4月1日までに規則を改正する必要があったが、会議を開くいとまがなかったため、専決処分とさせていただいた。内容としては、会計年度任用職員の介護休暇の関係について、国の基準に合わせるため、1年以上の在職要件を廃止し、在職1年未満でも介護休暇及び時間休暇を取得できるように改正したものである。

◎報告事項(4) 志木市複数・少人数指導体制推進事業～スマート・クラス～検証結果について

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

志木市複数・少人数指導体制推進事業について、導入した令和元年度から3年度についての事業検証を行ったので、担当から説明する。

○藤井学校教育課指導主事

本事業は子どもたちの学力向上、学びの保障で立ち上げた事業であるが、事業開始から3年が過ぎたため、幹事会・検証委員会で検証を進め、報告書にまとめたところである。課題改善のための方策については、小学1・2年生は学習に向かうための基本的なところについて、スマート教員に指導に当たっていただいております、小学3・4年生はつまづきが増えてくるので、それを防ぐための取り組みをしてきたところである。取り組みの成果については、市独自で行っている、小学1年から3年生の国語と算数の学力・学習状況調査の結果で、全国比の値が100を超えるなど、結果は出てきている。今後については、学校ごとの身に付けさせたい力を検証し、実践していくことが今後の課題となっている。他にも、関係者にアンケートを取ったが、学級担任との打合せの時間を確保していくことが重要になってくることが読み取れたため、今後の課題となる部分であると考えている。

○柚木教育長

通常はもう少し時間が経ってからの検証となるが、初めて取り組む制度であり前例もないため、この時点で検証をさせていただいた。今後もさらに進化させ、よりよい仕組みにしていきたいと考えている。ご意見等があったらお伺いしたい。

○岩澤委員

体育の授業については、現場にいた頃、一人だと安全確保が難しかったため、クラス合同の授業にして複数の教員で見ていることもあるので、先生が複数いることは効果的だと感じた。また、各学校の状況について拝見したが、習熟度別に授業を行うのはなかなか難しいのかなと思った。単元によってはすごく効果的であるので、これからどう伸ばしていくかを考えていく必要がある。アンケートからは、連携が十分ではなかったことが読み取れた。効果的にティーム・ティーチングをやるためには、十分な共通理解や、計画の打合せが必要だと思っているが、今後、打合せ時間を確保するために市としてどんなことを対応策として考えているか、教えてほしい。

○藤井学校教育課指導主事

習熟度別授業については、習熟度別をやっていないわけではないが、どちらかという少人数で分けてやっていることが多い。今後も研究を重ねていきたい。打合せ時間の確保については、スマート教員の勤務時間を工夫できないかと考えている。

○柚木教育長

ティーム・ティーチングは連携が取れていないと効果的にできないと思うので、直接任用しているだけでなく、派遣会社の方も、契約の中で打合せ時間が取れるように検討していきたい。

○飯田委員

検証委員として2年間関わってきたが、最初の頃から相談の時間がないとの声は上がっていた。報告書を見ると、そこもいろいろと検討し、学校で工夫をしていただいているなどというのは見えている。一点質問としては、報告書の中に、「令和4年度には各学年に『校内スマート・クラス活用検討委員会』を設置し」とあるが、メンバー構成をどのようにしていくのかお聞きしたい。

○藤井学校教育課指導主事

現在、志木三小で「校内スマート・クラス活用検討委員会」を設置し、動き始めたと報告を受けている。他の学校については、校務分掌の中にある、学力テスト分析などを行っている部会の中で、併せてスマートの検証を行うようにしている学校もある。メンバーは指定していないが、各学校で先生方の負担にならない形で検証の業務を確立させている。なお、スマート教員の入る1年生から4年生の先生と、管理職が入ることが多い。

○柚木教育長

前年度、前々年度に3・4年生であった、現在の5・6年生も関係してくるので、幅広く各学校で検証委員会を生かしていくところである。

○八代教育長職務代理者

制度についてはかなり進化してきたという印象を持っている。アンケートまできちんと実施しているのは、勇気のいることだと感じているし、先ほど岩澤委員からも話があったが、今後は打合せの時間など、アンケートの結果をきちんと反映できるといいと思っている。教育委員会としても、制度を継続していくには、知恵を出しながら対応を考えていくことが大事だと考える。

○岩澤委員

前に、ハタザクラ教員が始まったときに、市の財源が厳しい中で、貴重なお金を使って実施しているということを伺い、強く印象に残っていたが、スマート教員の制度についても同様であると思うので、スマート教員自身だけでなく管理職も意識する必要があると思う。3年経つと忘れていってしまうこともあるので、意識してもらえるといいと思う。

◎報告事項（５）学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針の策定について

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針について、さまざまなご意見をいただいたうえで再度検討し、策定したので、担当から説明する。

○川瀬学校教育課指導主事

基本的指導方針とガイドラインについては、案についてご意見をいただき、精査した結果をまとめて、4月1日に策定した。内容は大きく2点で、1点目は携帯電話の取り扱いについてで、従来どおり、学校への持ち込みや、扱うことそのものも禁止としている。2点目は、携帯電話が子どもたちにとっても身近なものである現状を鑑み、情報モラル教育の推進に重点を置いていくことを記載している。具体的には授業、外部講師の活用等で教育活動の中に入れ込んでいくこと、また、保護者に対する情報提供や働きかけを行っていくこととしている。以上の内容について、1学期の懇談会等で各学校から保護者へ説明を行っているところである。今後も、インターネットやICT機器を適切に扱うことのできる児童生徒の育成を目指し、管理職等への指導を進めていく。

○上野委員

例外を認めてほしいという意見が出て来るものなのか。

○川瀬学校教育課指導主事

基本的にはあまり出てこないという想定でいる。学校からは、担任や教職員にご相談くださいといった説明をしてもらっている。

○柚木教育長

今、認めている事例はあるのか。

○川瀬学校教育課指導主事

小学校1校で持ち込んでいる事例があると聞いている。位置情報を発信するビーコンのような扱いをしていて、カバンの中に入れてそのままにしているとのことで、通話等をしてるものではない。

○飯田委員

教職員向けの冊子に「子ども見守り110番の家等」と表記があるが、市内全域に「子どもふれあい110番」が広がっているようであれば、そちらの名称にしてはどうか。

○川瀬学校教育課指導主事

子どもたちが登下校時に駆け込める場所はどこかというのを明記したかったため、どういった表記がいいか、実態も調べて改めて検討していく。

○八代教育長職務代理者

ガイドラインの抜粋版は素晴らしいと思うので、PTA等にも配った方がいいと思う。

○岩澤委員

ガイドライン等に「元気に育つ志木っ子条例」についても記載があるので、条例の詳細はホームページで見られるようにして、調べられる形をとれると良いのではないか。

○川瀬学校教育課指導主事

保護者への周知の仕方については、時代の流れもあるので、各学校でスマートフォンにデータとして送る、ホームページに載せる等を行っているが、書面配布も検討する。志木っ子条例は生涯学習課の担当とも話しているが、クリアファイルと志木っ子条例のパンフレットを配るとのことである。

◎その他

特になし

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

◎第15号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について

※第15号議案については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第15号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

◎報告事項（3）専決処分について（令和4年度学校運営協議会委員の任命）

※報告事項については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、公表しない。

○柚木教育長

他になければ、これをもって令和4年4月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

(※署名は元本)